		⑷　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km、メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km、メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km及びメタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 2　き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 ［⑴～⑸　略］ ⑹　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km、メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km、メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km及びメタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 ＝当該種別メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルＩＰ音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル	［1　略］ 2　き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ［⑴～⑸　略］ ⑹　局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルＩＰ音声系架空光ケーブル心km、メタルＩＰ音声系架空光ケーブル延長km、メタルＩＰ音声系地下光ケーブル心km及びメタルＩＰ音声系地下光ケーブル延長kmとする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと光ケーブル投資額 ＝メタルＩＰ音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価 ＋メタルＩＰ音声系加入系架空光ケーブル延長km×（加入系架空光ケーブル延長km単価＋加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価）

		⑷　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタルケーブル対km及び音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 2　き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 ［⑴～⑸　同左］ ⑹　局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタルケーブル対km及び音声系地下メタルケーブル延長kmとする。 3　投資額の算定 ［同左］ 局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 ＝当該種別音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価 ＋当該種別音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価 ＋当該種別音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル	［1　同左］ 2　き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 ［⑴～⑸　同左］ ⑹　局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音声系地下光ケーブル延長kmとする。 3　投資額の算定 ［同左］ 局ごと光ケーブル投資額 ＝音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価 ＋音声系加入系架空光ケーブル延長km×加入系架空光ケーブル延長km単価

第明治三十種郵便物認可